



県章

山形県公報

令和元年8月2日(金)

第26号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……355
- 同……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……356
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……357
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……358
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会計局) ……359

公 告

- 令和元年度採石業務管理者試験の実施……………(産業政策課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(新庄病院) ……同

告 示

山形県告示第205号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ゴールデンスタッフ	訪問介護事業所ゴールデンスタッフ新庄 新庄市小田島町1番1号	訪 問 介 護	令和元. 7. 31

山形県告示第206号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あすなろの会	あすなろ在宅介護センター 米沢市窪田町窪田1400番地	訪 問 介 護	令和元. 7. 31

山形県告示第207号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号
令和元年7月23日
30
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
庄内米穀商業協同組合
代表理事 荒木 照夫
酒田市大宮町二丁目6-1
- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う 農産物の種類	備 考
梅 津 伸 一	酒田市宮内字本楯49	玄米	国内産農産物に限る。
庄 司 光 哉	鶴岡市羽黒町細谷字七ツ塚143	玄米	
齋 藤 孝 男	酒田市字金谷155-3	玄米	

山形県告示第208号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営西興野地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営西興野地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
庄内町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和元年8月5日から同年9月3日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこ

の土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第209号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市砂谷字母狩16-2、16-6、16-8
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鶴岡市西荒屋宇内山74-2、75-2、87-2、100-2、74-2地先・75-2地先(以上2筆地先。次の図に示す部分に限る。)、松根字大滝山82-1から82-4まで、83-29から83-31まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
鶴岡市西荒屋宇内山74-2、75-2、87-2、100-2、74-2地先・75-2地先(以上2筆地先。次の図に示す部分に限る。)
 - (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第210号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字赤松字舂玉山1464番3から 同	1809番まで	旧	25.0メートル } 18.0	96 メートル
同	上	新	71.0メートル } 18.0	同 上

山形県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市大町64番3から 同	333番2まで	旧	22.0メートル } 16.5	30 メートル
同	上	新	30.0メートル } 18.0	同 上

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字赤松字舂玉山1464番3から
同 1809番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月2日

山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年8月2日から同月16日まで縦覧に供する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄停車場線
- 2 供用開始の区間 新庄市大町64番3から
同 333番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月2日

山形県告示第214号

次の開発行為は、完了した。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成30年5月10日 指令置総建第16号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
長井市時庭字豊改二1846番4、1846番6、1847番1、1847番2、1848番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
長井市今泉1371番地 サンリット工業株式会社 代表取締役 保科 栄一

山形県告示第215号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

氏 名	住 所	売りさばき所の所在地	指定年月日
阿 部 孝 喜	西村山郡西川町大字吉川228番地8	同 左	令和元. 7. 26

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、令和元年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和元年8月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所
- (1) 日時 令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで
- (2) 場所 山形県工業技術センター 講堂 山形市松栄二丁目2番1号
- 2 受験手続
- 受験願書を令和元年8月26日（月）から同年9月6日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号商工労働部産業政策課に提出すること（郵送による提出の場合は、同年9月6日（金）までの消印のあるものだけに限り受け付ける。）。
- 3 その他
- 詳細については、商工労働部産業政策課鉱政・計量担当（電話023(630)2361）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月2日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 569キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月8日
- 4 落札者の名称及び所在地 野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり69.12円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年5月28日

令和元年8月2日印刷 発行所 山形県庁
令和元年8月2日発行 発行人 山形県